

発表要旨 (2024.1.27)

「伸縮自在の恩寵？——教皇特使フーゴによる贖宥状発行 (1251-53)」

報告者：櫻田宗紀 (アーヘン工科大学)

贖宥制度の歴史において、ドミニコ会修道士サン・シェルのフーゴ (ca. 1190-1263) は非常に重要な存在である。彼は神学者として、「教会はキリストと聖人の功德に由来する無尽蔵の恩寵の宝をもっている」という「教会の宝」論の提唱をつうじて贖宥理論の構築に寄与しただけでなく、神聖ローマ帝国に派遣された教皇特使として多くの贖宥状を発行した。しかし、フーゴの理論面の功績が中世の贖宥に関する研究においてたびたび言及されるのに対して、贖宥状発行という実践面での関与は、ながらく未検討のままになっている。その原因は、教皇特使の研究をめぐる史料状況にある。13世紀以降、総じて教皇特使の文書発行数が急増したうえに、それらの文書はヨーロッパの広い範囲に散在しているために、ひとりの教皇特使の発行文書を網羅的に検討することには大きな困難がともなうのである。さらに、フーゴは、13世紀の教皇特使のなかでも群を抜いて多くの文書を発行したために、そのなかに含まれる贖宥状も、各地の文書館で眠ったままであった。

しかし、近年は文書館史料それ自体や所蔵史料カタログのデジタル化により、史料の探索のハードルが大きく下がりつつある。最近の 20 年における贖宥状研究は、都市・司教区・修道会を単位として、100 年から 150 年程度の対象期間にその単位内で受領された贖宥状の把握を進めている。報告者は、博士論文の研究の一環として、フーゴが 1251 年から 1253 年までに教皇特使として発行した文書を網羅的に調査した。その結果、フーゴの発行文書は合計 310 通を数え、そのうち 145 通を贖宥状が占めていることが判明した。この 145 という発行数は、教皇をのぞく中世の贖宥状発行者のなかで並外れて大きい。この史料調査により、個々の地域や修道会を対象とする従来の研究の枠組みをこえて、ひとりの発行者によって短期間に大量に発行された贖宥状の調査が可能となったのである。

本報告では、贖宥状という史料へのアプローチとして、恩寵の「数量化」という観点を適用した。定型文で構成される贖宥状テキストにおいては、数字の大きさを測ることのできる恩寵の大きさにヴァリエーションが見られる。数量化可能な要素とは、贖宥日数と贖宥獲得可能日数である。贖宥日数とは、時間の長さで表現される贖宥の大きさであり、40 日、100 日、1 年 40 日などがその頻出例として知られる。1215 年の第四ラテラノ公会議では 40 日の贖宥日数が基準とされ、もっとも一般的な贖宥の大きさとして浸透した。贖宥獲得可能日数とは、教会を訪問した信徒が贖宥を得られるカレンダー上の日数であり、代表的なものとして教会献堂周年記念日、各教会・修道院の守護聖人の祝日が挙げられる。贖宥状において指定される贖宥獲得可能日が多ければ多いほど、その贖宥状は大きな恩恵を授けていることに

なる。贖宥という恩寵を数量化することは、均質的なテキスト群のなかに秩序と逸脱を見出すための有効な手段となる。

フーゴの贖宥状における贖宥日数と贖宥獲得可能日数の変動方針を明らかにするために、個々の贖宥状における両数値とさまざまな要素（対象施設の種類、所属修道会、構成員の性別、文書受給者の移動距離など）との相関関係を調査した。その結果、以下のような変動方針が確認された。まず、フーゴが教区教会に宛てた贖宥状においては、贖宥日数はほぼ一律に40日であり、贖宥獲得可能日数は、「教会献堂記念日と守護聖人の祝日を含む2日から4日と、それぞれの祝日から8日間（ $2\sim 4\text{日} \times 8 = 16\sim 32\text{日}$ ）」という仕方でかなりの程度均質的に設定された。次に、フーゴから贖宥状を受け取った修道共同体の構成員の性別と所属修道会は、贖宥日数の大きさには影響しない一方で、贖宥獲得可能日数を大きく左右していることが判明した。フーゴは、自身が所属するドミニコ会の修道院には、他の修道会宛ての贖宥状に比べて非常に多くの贖宥獲得可能日を設定した。また、フーゴから贖宥状を獲得するために遠方から長い旅を要した請願者に対しては、贖宥日数か贖宥獲得日数のどちらか一方を大きくすることでその労に報いたことも確認された。

以上の調査結果からは、中世の贖宥状の性質に関する新たな理解が得られる。贖宥状の発行者は、既存のあるいは独自の方針に沿って贖宥日数と贖宥獲得可能日数を変動させ、授ける恩寵の大きさを調整することが可能だったのである。